

平成25年度 救護施設千里寮事業計画  
社会福祉法人みなと寮

1. 基本事項

1-1 規定

千里寮は生活保護法第38条第2項に定められた救護施設であり、原則的には実施機関より依頼された18歳以上の方を対象として、生活全般の援助を行うことにより、自立を促進し、健康で文化的な生活の場を提供する施設です。

利用定員150名（男性）

1-2 内容

身体、精神上のさまざまな要因により、居宅での生活が困難になった利用者に対して、個別に応じた日常生活援助サービスと、集団的な種々のサービスを提供できるようにしています。

1-3 運営指針

救護施設サービス評価基準・第三者評価基準を参考に、利用者から選ばれる施設を目指します。また「人権」を大切にし、規律ある生活の中にもゆとりと潤いのある施設を目指していきます。

1-4 実態など

[障がい／疾病] 利用者の障がい別構成比は、身体障がい者14.3%、精神障がい者21.4%、アルコール依存者8.4%、病弱者が55.8%です。

[年齢] 平均年齢は62.0歳。最年少は26歳、最高齢は87歳。

60歳代が48.1%、70歳以上が20.8%を占めています。

[利用期間] 平均3年11ヶ月です。

(上記は平成25年3月1日現在による)

1-5 利用者サービスの基本的な考え方

利用者的人権を尊重することを基本理念とし、それぞれの利用者の主体性、個別性を重視しながら、快適な施設生活が送れるように援助していきます。またマニュアルを作成し、[利用者本位の視点]でサービスの提供が行えるようにしていきます。

## 1－6 自立促進（自立支援プログラムの策定）

生活の支援や援助を行うだけではなく、利用者ひとり一人の自立促進を行う上で、生活の細部にわたる自立から、寮内外作業あるいは外勤や自活就労まで、幅のある生活を形成していきます。

また、利用者の状況を把握し、状況や自立阻害要因を類型化、類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的な内容の明確化及び実施手順を定め、施設として組織的に必要な支援や援助を実施していきます。

### 1－6－1 日常生活自立

身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を目指します。

### 1－6－2 社会生活自立

社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ることを目指します。

### 1－6－3 就労自立

日常生活、社会生活自立の達成・維持を前提とし、就労等による経済的自立を目指します。

## 1－7 快適な生活の提供

基本的なサービスの充実と、いろいろな形のサービスも提供し、それぞれの利用者が心から満足できる生活が送れるようにしていきます。

## 1－8 相互扶助と横断的サービス

さまざまな障がいを持った人が入所されているため、相互に助け合える関係を作っています。豊かな人間性や温かいふれあいを大切に〈やさしさ〉を基本として心に響きあえる人間関係を大切にしたいと思います。また、専門的なサービスの充実と横断的サービスの展開も考えたいと思います。

## 1－9 自己決定と権利擁護

利用者は自分に提供されるサービスを自分自身で選択できる権利を有しています。全てのサービスは事前に利用者に知らされ、利用者自身が評価・決定することができます。インフォームド・コンセント（説明と同意）の全面的導入と権利擁護制度システムを参考に、自己決定と権利擁護を最大限に配慮したサービスを実施していきます。

### 1－10 プライバシーの保護

利用者の生活の尊厳を守るためにプライバシーの保護を徹底していきます。集団生活上の難しさもありますが、ひとり一人のプライバシーを大切にしたサービスの提供を配慮していきたいと思います。

### 1－11 個人情報の保護

大阪府が定める大阪府個人情報保護条例第3章第1節第47条に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じるとともに個人情報の保護に関する府の施策に協力していきたいと思います。また、次に掲げる個人情報については、特に慎重に取り扱うことといたします。

- ①思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報
- ②社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

### 1－12 情報公開

情報公開については、個人情報保護の考え方を踏まえる中で、できる限りの情報を公開することで、施設運営の透明性、公平性を確保したいと思います。

### 1－13 苦情解決

職員と対等な関係のもとで、施設に対する意見や苦情を幅広く伝えられるように、施設内に意見箱を設置し、利用者からの苦情を円滑的に取り入れるようにしています。苦情解決の方法として担当職員を設け、あるいは第三者機関を設置して、苦情解決のための体制づくりを行い、利用者本位のサービスの改善・向上に努めています。

### 1－14 第三者評価

社会福祉法第78条1項に基づき、平成24年度に第三者評価を受審しました。第三者評価機関の専門的な指摘を真摯に受け止め、改善を図り、より質の高いサービスの提供に努めます。

## 2. 利用者サービス

### 2－1 個別ニーズに応じたサービス（個別支援計画の策定）

個別支援計画に基づき、様々な障がいや課題を持つ利用者それぞれのニーズに応じたサービスを提供していきます。自己決定や個別性を重視し、ICFの視点も取り入れ、個別支援計画を策定します。モニタリングを行い、改善しながら、生活の質の向上、個々に応じた自立のための援助を基礎に、より快適な生活を送れるように支援していきます。

## 2-2 形態別サービス

### 2-2-1 精神障がい者への支援

精神障がい者に対するサービスは医療との密接な連携を深める中で、それぞれの状態像を把握し、日常生活の活性化と社会参加、そして社会復帰を含めて考えていきます。社会的自立の能力を高めるような支援を行っていく上で、社会復帰の可能な人に対しては、ケースワーク的な調整を行い、また、あまり活動的でない人たちに対しては、レクリエーション的要素の強いグループワーク等を試みながら、動きのある生活を組み立てていきたいと思います。

### 2-2-2 知的障がい者への支援

作業やレクリエーション活動に積極的に参加を促す中で、張りあいのある生活を目指します。また、重度の知的障がい者で作業訓練参加も難しい人に対しては、特別なプログラムを組み、遊びや創作活動を中心に楽しい生活を過ごせるようにして行きます。

### 2-2-3 身体障がい者への支援

さまざまな介護に応えられる体制を準備し、個別の障がいに応じた援助をしていきます。また、リハビリテーションを積極的に行い、残存機能の維持回復を図り、社会参加を促進する中で、さまざまな面から自立を考えていきます。

リハビリテーションについては、医師の指示により効果的なリハビリテーション訓練を行います。

### 2-2-4 重度化・高齢化への対応

障がいの重度化と高齢化が進む中で、一般的な作業訓練中心の日課では過ごせない人たちもたくさん出てきています。その人たちを画一的に捉えずに、個別性の中から共通項を抽出し、それらに対応できる援助プログラムを実践していきます。

### 2-2-5 病弱者への対応

個々のレベルに応じて、それらに対応できる援助プログラムを用意し、日常生活自立、社会生活自立、就労自立に向け、さまざまな面から自立を考えていきます。

## 2-3 作業訓練

いろいろな作業訓練を用意し、それぞれの利用者に適した作業訓練ができるようにしていきます。作業訓練については、日課のリズムを整えるといった役割から、社会復帰に向けた諸準備をも考慮した幅広い内容を考えていきます。

## 2-4 退所後の支援

退所後の安定した生活の継続を目指し、必要に応じて連絡相談を図っていきます。

## 2-5 レクリエーション、クラブ活動

### 2-5-1 主要レクリエーション

いろいろなレクリエーション活動を行っていくことにより、生活の活性化を図り、豊かで楽しい日々にしていきます。

観桜会（4月）

お笑いなにわ祭（5月）

林間学校（7月） 1泊2日

千里祭（10月）

救護施設合同文化行事（11月）

野外生活訓練（11月） 1泊2日

観梅会（3月）

（「年間行事計画」参照）

### 2-5-2 クラブ活動

利用者それぞれの個性にあった多彩なプログラムを用意し、利用者の趣味や特技を活かして、生活に変化や潤いや一人ひとりの長所を伸ばせるようにし、日中活動のモチベーションの向上を図ります。

今年度のクラブ活動は次の通りです。

散策クラブ、書道クラブ、創作クラブ、レクリエーションクラブ、歌謡クラブ

（「年間行事計画」参照）

## 2-6 保健・医療サービス

疾病の早期発見・予防のため、春季と秋季に健康診断、毎月1回の血圧・体重測定を実施して、必要時、受診を促します。また、隨時、身体的・精神的な悩みごとの相談に応じて、利用者の心身の健康管理と生活の質の向上を目指し、感染症に対してはマニュアルを作成して速やかに対応ができるよう看護職員と介護職員が連携しながら支援していきます。

今年度の重点目標は、次の通りです。

- ①日常の生活習慣での保健指導。
- ②慢性疾患の状態観察と管理。
- ③残存機能を活かすリハビリテーションの充実。
- ④精神障がい者の服薬管理と状態の把握。
- ⑤知的障がい者に対する健康管理・衛生指導。
- ⑥感染症疾患の予防。

## 2－7 食事・栄養サービス

複雑・多様化する利用者のニーズに対応できる食事サービスを行い、健康の増進・体力の維持向上を図っていきます。また、正しい食生活のあり方を理解してもらうとともに、いろいろな工夫を重ねる中で、喜ばれる食事を提供していきたいと思います。

今年度の重点項目は、次の通りです。

- ①季節感のある食生活づくり。
- ②規則正しい食習慣の実施と栄養管理。

## 3. 防災対策

### 3－1 防災訓練

利用者および地域住民の安全を図るためにも防災計画を策定し、毎月1回の防災訓練を実施するとともに、防災会議および視聴覚指導等を併せた防災教育を行い、利用者および職員が防災に対する認識の強化を図ります。これらは消防計画書による自衛消防隊を編成し、所轄消防署の指導下において実施するものとします。

### 3－2 防災設備自主点検

年1回の消防法に定められた点検の他、毎月末日を防災の日と定めて、防災設備、機器類の自主点検も行います。

### 3－3 自然災害に対する対策

火災予防を中心とした防災訓練を基本としながら、地震に対する防災訓練、更に台風などの自然災害一般に対する防災対策を設備し、職員・利用者に周知徹底を図る中で、安全対策の万全に努めます。

## 4. 地域サービス

### 4－1 施設の社会化

施設の設備と機能を積極的に地域社会に開放し、交流を深める中で、地域福祉の重要性を認識していきます。また、施設内のレクリエーションに地域の人たちを招待し、それらを通して施設への理解を深めてもらえるようにしていきます。

### 4－2 地域連絡協議会

施設を地域に開放していくために「地域連絡協議会」を設置し、古江台地区、弘済院、吹田市、大阪市、当施設の5者が加盟団体となり、年1回以上の総会を開き、運営についての報告を行い、討議を重ねます。また、地域側からの要望があれば隨時に開催し、諸問題の解決を図ります。

#### 4－3 入浴サービス

地域福祉の拠点として、施設の設備・機能を積極的に開放し、交流を深めていきます。

### 5. 地域貢献事業

#### 5－1 地域貢献事業の推進

厚生労働省による「生活支援戦略」に基づき、地域で福祉制度の狭間で生活に困難をきたしている方々や地域のセーフティネットにたどりつけないで困っておられる、援護を要する方々を、地域の諸機関と連携して発見に努め、これらの人を訪問して相談活動を行い、一時的な施設機能の活用等を通じ、心理的不安の解消や必要な諸制度につなぐなど、課題の解決に努め社会福祉法人としての存在意義を高めていきます。

#### 5－2 救護施設居宅生活訓練事業

救護施設に入所している利用者が円滑に居宅生活に移行できるようにするために、施設の近隣で訓練用住居を確保し、実際に居宅生活に近い環境で実体験的に日常生活訓練・社会生活訓練・その他、自立生活に必要な訓練を行うことにより、スムーズな居宅への移行へつながるよう支援を行います。

概要 訓練棟 3部屋／3名を対象とする。

トレックビル202号室、205号室、405号室（吹田市津雲台6-22-3）

訓練期間 6ヶ月（最大6ヶ月の延長あり）

### 6. 職員に関するこ

#### 6－1 研修

社会福祉施設では、その理念や目標の達成のために組織的・計画的な研修を行わなければなりません。これは個人の研鑽や自己啓発を中心とした個別研修とは明確に区別し、社会福祉の役割や使命感についての体系的な教育プログラムとして組み立てる必要があります。そして、利用者サービスに関する研修会だけではなく、事務職員、栄養士、調理員等の研修にも配慮し、施設機能を総合的に充実・向上させていきたいと思います。また、外部研修に関してはその報告を徹底し、伝達講習を確実に行うことにより、職員全員が新しい社会福祉の状況把握が可能となるようにしていきます。

#### 6－2 諸会議

職員会議等の諸会議を定期的に開催し、それぞれの問題に対して充分な検討を行っていきます。

①職員会議（毎月1回）

職員会議は施設単位で職員全体を対象として開催され、具体的な施設運営、利用者へのサービス向上等の討議を決定する重要な会議であり、その意味で協議決定機関としての機能を果たしています。そして、施設長が施設のあり方や社会福祉の現状等についても積極的に情報を提供し、職員相互の意見交換の場を提供しています。

職員会議は施設運営上の基幹となる会議であり、実質的な内容を伴ったものとして、毎月1回開催していきます。

会議のテーマは次の5つを中心としています。

- I. 事業計画（行事）の検討
- II. 職場運営（サービス全体について）
- III. 各部署の報告（利用者サービス、防災、保健、栄養、委員会等）
- IV. 施設長の考え方、方向性の確認等
- V. その他の緊急課題

②サービス検討会議（毎月1回）

利用者の個別支援計画の樹立とその過程の検討。その他、利用者サービスに関するすべての問題を協議し、職員全体で共有化していきます。

③職員研修会（毎月1回）

職員の資質向上と問題意識の整理、そして社会福祉の最新情報の提供、施設内サービス、ケアの向上に関する技術や理論の習得を通して、実践に活かしていきます。

④給食会議（毎月1回）

食事サービスに関する全般的な意見交換、調整を行い、より良い食事サービスを考えています。

⑤調理勉強会（毎月1回）

調理員全体の技術向上のため、課題を設定し、それに沿って勉強会を開いていきます。

⑥法人内施設間連絡会議（毎月1回）

法人内各施設の問題を持ち寄り、各施設の特性を活かしつつ、問題の共有化を通して、それぞれの施設の活性化を図っていきます。

⑦ミーティング（毎日）

始業時に全体ミーティングを、その後に各階別のミーティングを実施。日常に生起するサービスやケアの諸問題を報告・検討し、職員間での連絡の徹底を図ります。

⑧主任会議（毎月1回）

事業計画や職場運営、利用者へのサービス向上等の方向性を協議し、職員会議に諮る。

また、緊急的な職場運営やその他の課題に対しても協議する。

⑨法人内救護施設設長会議（随時）

法人内救護施設の課題や問題、支援方針、各施設の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討していきます。

### 6－3 実習の受け入れ

介護福祉士過程、社会福祉士過程の実習および社会福祉援助実習、また、介護体験等を積極的に受け入れ、実習指導を行いながら、常に利用者サービスを第三者に公開し、その批判的視点を自ら自己点検としていきたいと思います。

### 6－4 ボランティアの受け入れ

広くボランティアを受け入れ、利用者援助のプログラム内容の多様化やきめ細かな対応を図り、一般市民や地域に開かれた施設にしていきます。

### 6－5 福利厚生

福利厚生センターなどを積極的に利用し、職員の健康管理やレクリエーション面の充実を図り、職場環境の質的な向上を目指す中で、マンパワーの確保に努めます。

### 6－6 生活援助委員会

苦情解決、個別支援、生活環境、サービス評価基準検討、ADL、事故防止対策、広報、行事、居宅・通所事業の各委員会を設置し、月1回検討を行います。

#### ①苦情解決委員会（月1回）

利用者からの苦情を聞き、その問題を解決して、より良いサービスの提供を検討する。

#### ②個別支援委員会（月1回）

個々の利用者に対して、個人を尊重し、その有する能力に応じた有意義な施設生活を営むことができるよう支援内容を計画し、モニタリングや見直しを行い、個別の支援を提供していきます。また、「就労自立」、「社会生活自立」、「日常生活自立」を目標とした自立を促進し、個々の状況に応じて、生活課題に取り組む、多様な支援プログラムを開発・準備し、重層的な自立支援も行っています。

#### ③生活環境委員会（月1回）

施設内及び施設周辺の環境整備、衛生維持を行い、利用者の快適な生活環境作りをします。また、ベランダ緑化の事業を行う。

#### ④サービス評価基準検討委員会（月1回）

救護施設サービス検討基準を基軸としたシステムづくり、システム改定を行う。

次回の第三者評価受審のための必要事項の整備等を行う。

#### ⑤ADL委員会（月1回）

利用者の状況を把握し、その状況や自立阻害要因を類型化したうえで、援助方法を検討していく。また、各種加算算定調書の作成を行う。

#### ⑥事故防止対策委員会（月1回）

ヒヤリ・ハットにて情報の収集を行い、未然に防止できた事故や起きた事故等のリスクを類型化したうえで、介助方法や設備面等の改善を行う。

⑦広報委員会（月1回）

利用者にわかり易く施設行事やお知らせ、社会資源の活用法等を掲示物や集会、施設だよりを介して、情報発信を行う。

⑧行事委員会（月1回）

年間行事計画を基に、その行事の計画・立案・調整・募集・報告・見直し等を行う。

⑨居宅・通所事業委員会（月1回）

救護施設居宅生活訓練事業に参加している利用者の状況について共有化を図り、援助方法について検討していく。また、次クールの対象者の選出についても検討する。

平成26年度より開始予定の通所事業について、実施要項に基づき、仕組みを作り上げていく。

（「委員会一覧表」参照）

## 平成25年度 千里寮 行事計画 N.O. 1

	生活援助	作業訓練	施設行事	防災対策	地域活動
4月	各委員会援助検討 施設内諸活動参加の促進	作業訓練 連絡会議	観桜会	消防計画(消防署届出) 消防設備取扱説明	地域美化運動
5月	各委員会援助検討 施設内諸活動参加の促進	作業能力による 参加種目の検討	お笑いなにわ祭	防災訓練(消防署立会)	地域美化運動
6月	各委員会援助検討 寝具交換 身辺整理	整理整頓強化月間 (大掃除)	レクリエーション大会	自然災害防災訓練 (地震)	地域美化運動
7月	各委員会援助検討及び見直 家族への連絡調整	作業種目の検討	林間学校 七夕	夜間想定避難訓練 消防設備点検(有資格者) 救命講習申込	地域美化運動
8月	各委員会援助検討 家族への近況報告 施設内諸活動参加の促進	作業環境の整備	終戦記念日	救命講習(AED使用) 催物開催届出書作成準備	地域美化運動
9月	社会保障資格の再チェック 身辺整理 各委員会援助検討 施設内諸活動参加の促進	作業工賃評価方 法の検討	敬老祝賀会	自然災害防災訓練 (台風等)	地域美化運動
10月	各委員会援助検討 寝具交換 地域交流促進	作業訓練 連絡会議	千里祭	千里祭	地域美化運動 千里祭
11月	各委員会援助検討及び見直 実施機関への近況報告 施設内諸活動参加の促進	作業能力による 参加種目の検討	野外生活訓練 救護施設合同行事	秋季全国火災予防運動	地域美化運動
12月	家族への連絡調整及び近況報告 各委員会援助検討 施設内諸活動参加の促進	整理整頓強化月 間 (大掃除)	クリスマス会 餅つき 年忘れビデオ大会	年末年始災害 防止特別警戒	地域美化運動
1月	各委員会援助検討 実施機関への近況報告 施設内諸活動参加の促進	作業種目の検討	新年祝賀会 新春ゲーム大会	年末年始災害 防止特別警戒 夜間想定避難訓練	地域美化運動
2月	各委員会援助検討及び見直	作業環境の整備	節分 (豆まき)	視聴覚指導 消防設備点検 (消防署届出)	地域美化運動
3月	各委員会援助検討の総括	作業工賃評価方 法の検討	観梅会	春季全国火災予防運動 自然災害防災訓練 (地震)	地域美化運動
主要事項	各委員会援助検討 (年11回)	作業時間	誕生会 (月1回)	防災訓練	地域美化運動
	各委員会援助見直 (年3回)	9:00～11:30	ビデオ上映会	(月1回)	(毎週月曜日)
	各委員会援助検討総括 (年1回)	13:00～15:30	(毎週日曜日)	防災会議	16:00～17:00
	座談会 (月1回)	土曜・日曜及び 祝日・年末年始は休日	外食会 (月1回)	(月1回)	冬季15:30～16:30 祝日は休日
				消防設備自主点検 (月1回)	

## 平成25年度 千里寮 行事計画 N.O. 2

	医療サービス	食事サービス	
		栄養関係	特別献立
4月	長期通院者への生活指導	食事内容チェック	創立記念日 野外食（お花見） 昭和の日
5月	春季健康診断 全利用者の肥満度チェック	残菜調査・嗜好調査	端午の節句 憲法記念日 みどりの日
6月	健康診断結果報告と個別指導 歯磨き指導	食中毒予防月間	虫歯予防デー
7月	食中毒予防に関する衛生指導	食中毒予防月間	七夕 土用の丑の日
8月	帰省時の服薬指導 夏季疾患の予防	帰省時の栄養指導 食中毒予防月間	お盆
9月	生活習慣病指導	食中毒予防月間	敬老の日・お月見 秋分の日 防災の日
10月	秋季健康診断	視聴覚指導（ビデオ）	納涼祭（千里祭） 体育の日
11月	健康診断結果報告と個別指導 インフルエンザワクチン予防接種	残菜調査・嗜好調査	文化の日 勤労感謝の日
12月	帰省者への服薬指導 年末体調管理 大掃除 飛沫感染症の予防	帰省時の栄養指導	冬至 餅つき 天皇誕生日 年越し クリスマス（バイキング）
1月	冬季疾病（感染症）の予防	食事内容チェック	おせち 七草 小正月
2月	冬季疾病（感染症）の予防	残菜調査・嗜好調査	節分 建国記念の日 s.t. バレンタインデー
3月	生活習慣病指導	生活習慣病指導	ひなまつり 春分の日 野外食（観梅会（外注））
主要事項	保健衛生懇談会 (月1回)	「四季のテーマ」	
	血圧体重測定 (月1回)	4~6	バランスよく食べて生活習慣病を予防しましょう
	自主管理服薬状況チェック (月2回)	7~9	食中毒予防のために食事前には手を洗いましょう
	手摺ドア消毒 (週2回)	10~12	楽しく和やかに食べましょう
	通院状況チェック (月3回)	1~3	抵抗力をつけて風邪予防に努めましょう
	食堂ホール消毒 (日2回)	誕生会 (月1回)	
		バイキング料理 (年6回、千里祭含む)	
		鍋料理 (12月~3月)	
		ティータイム (週3回) 選択メニュー (年6回)	

## 平成25年度 千里寮 クラブ計画

	散策クラブ	書道クラブ	創作クラブ	レクリエーションクラブ	歌謡クラブ
4月	近隣公園等散策	文字練習 3月の作品返却	カレンダー作成 折り紙(蝶のぼり)	屋内での各種 レクリエーション	個々にカラオケ練習 参加者同士の交流
5月	近隣公園等散策	文字練習 4月の作品返却	カレンダー作成 ビーズ小物作成	屋内での各種 レクリエーション 花壇の整備・花の植え替え	個々にカラオケ練習 参加者同士の交流
6月	近隣公園等散策	文字練習 5月の作品返却	カレンダー作成 七夕飾り作成	屋内での各種 レクリエーション	個々にカラオケ練習 参加者同士の交流
7月	近隣公園等散策	文字練習 6月の作品返却	カレンダー作成 ぬり絵	屋内での各種 レクリエーション	個々にカラオケ練習 参加者同士の交流
8月	近隣公園等散策	文字練習 7月の作品返却	カレンダー作成 はり絵(季節の花)	屋内での各種 レクリエーション	個々にカラオケ練習 参加者同士の交流
9月	近隣公園等散策	文字練習 8月の作品返却 見本の整理	カレンダー作成 千里祭の飾り作成	屋内での各種 レクリエーション 花壇の整備・花の植え替え	個々にカラオケ練習 参加者同士の交流
10月	近隣公園等散策	文字練習 9月の作品返却	カレンダー作成 はり絵(季節の花)	屋内での各種 レクリエーション	個々にカラオケ練習 参加者同士の交流
11月	近隣公園等散策	文字練習 10月の作品返却	カレンダー作成 折り紙	屋内での各種 レクリエーション	個々にカラオケ練習 参加者同士の交流
12月	近隣公園等散策	文字練習 11月の作品返却	カレンダー作成 クリスマスツリーの飾り作成	屋内での各種 レクリエーション	個々にカラオケ練習 参加者同士の交流
1月	近隣公園等散策	文字練習 12月の作品返却 書き初め大会	カレンダー作成 節分のお面作成	屋内での各種 レクリエーション	個々にカラオケ練習 参加者同士の交流
2月	近隣公園等散策	文字練習 1月の作品返却	カレンダー作成 ぬり絵	屋内での各種 レクリエーション 花壇の整備・花の植え替え	個々にカラオケ練習 参加者同士の交流
3月	近隣公園等散策	文字練習 2月の作品返却 見本の整理	カレンダー作成 はり絵(季節の花)	屋内での各種 レクリエーション	個々にカラオケ練習 参加者同士の交流
実施日	毎週火曜日 13:30~15:30	毎週水曜日 16:00~17:00	毎週木曜日 16:00~17:00	毎週金曜日 16:00~17:00	毎週土曜日 13:30~15:00

※祝日は休みとする。

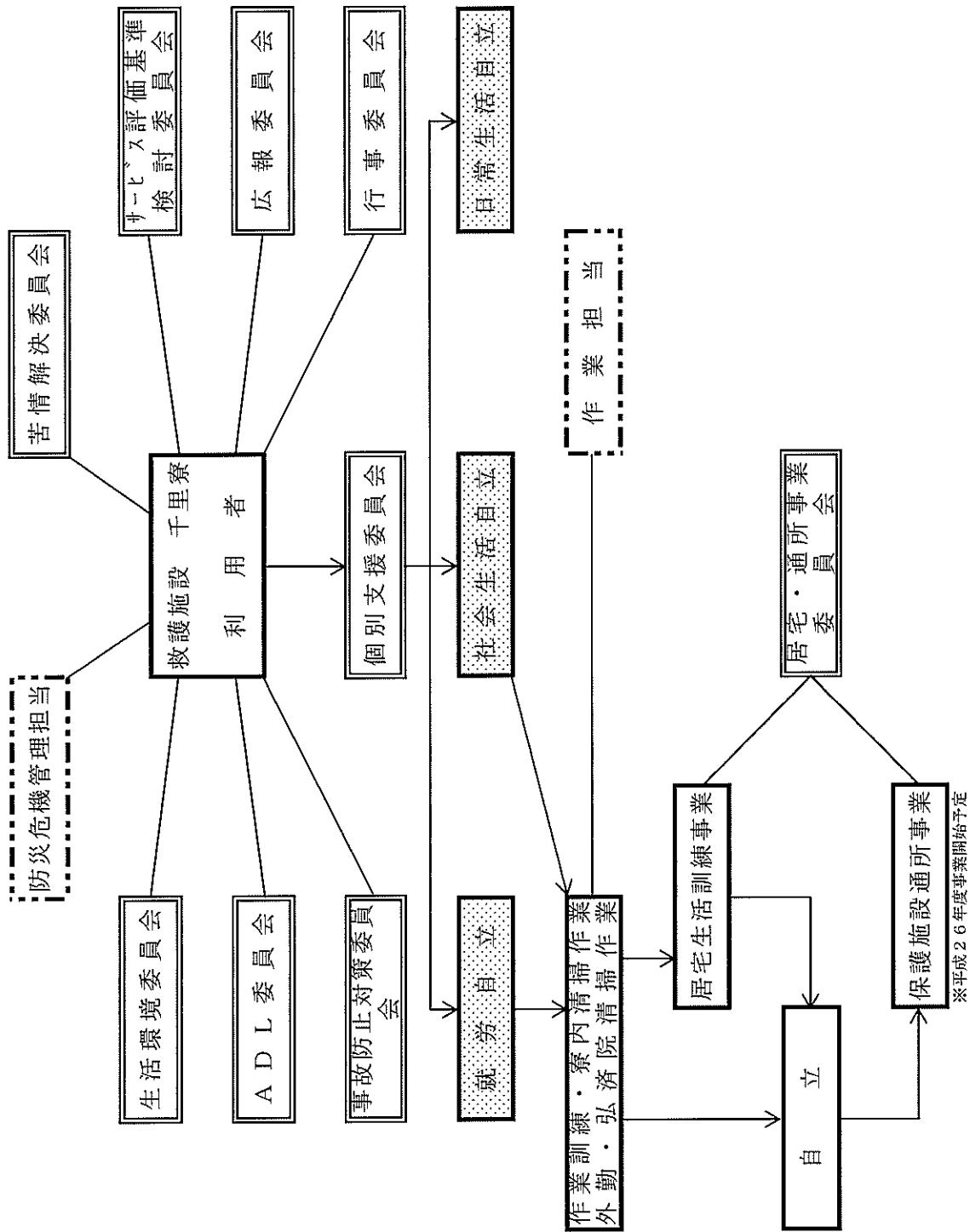
[別表1] 平成25年度 保健衛生目標

月	標語
4月	手洗い・消毒・うがいをしてインフルエンザの予防に努めましょう。規則正しい生活をしましょう。
5月	手洗い・消毒・うがいをしてインフルエンザの予防に努めましょう。健康診断。適度な運動を毎日続け、生活習慣病の予防に努めましょう。
6月	手洗い・消毒・うがいをしてインフルエンザの予防に努めましょう。虫歯・歯周病の予防に努めましょう。
7月	手洗い・消毒・うがいをしてインフルエンザの予防に努めましょう。食中毒の予防に努めましょう。
8月	手洗い・消毒・うがいをしてインフルエンザの予防に努めましょう。食事・水分をよく摂り、脱水・熱中症の予防に努めましょう。
9月	手洗い・消毒・うがいをしてインフルエンザの予防に努めましょう。食事・水分をよく摂り、脱水・熱中症の予防に努めましょう。
10月	手洗い・消毒・うがいをしてインフルエンザの予防に努めましょう。健康診断。適度な運動を毎日続け、生活習慣病の予防に努めましょう。
11月	手洗い・消毒・うがいをしてインフルエンザの予防に努めましょう。居室の整理・整頓・清掃をしましょう。
12月	手洗い・消毒・うがいをしてインフルエンザ・風邪・ノロウィルスの予防に努めましょう。
1月	手洗い・消毒・うがいをしてインフルエンザ・風邪・ノロウィルスの予防に努めましょう。
2月	手洗い・消毒・うがいをしてインフルエンザ・風邪・ノロウィルスの予防に努めましょう。
3月	手洗い・消毒・うがいをしてインフルエンザ・風邪・ノロウィルスの予防に努めましょう。

[別表2] 平成25年度 職員研修会

月	研修内容
4月	カナダの福祉事情について（エイジレス報告）
5月	措置費の概要（事務）
6月	食中毒について（栄養・給食）
7月	利用者支援のあり方について（ケース事例検討研修会より）
8月	余暇活動支援について
9月	ソーシャル・サポート・ネットワークについて
10月	I C F（国際生活機能分類）の理解と活用について
11月	パールマンの問題解決アプローチについて
12月	人体の仕組みとバイタルサインの基本、服薬支援の基本について
1月	精神障害者福祉手帳関連について
2月	事業計画の次年度計画検討（クラブ活動・諸行事の再検討）
3月	事業計画の説明

## 千里寮における自立支援プログラム



平成25年4月1日現在

※平成26年度事業開始予定